平成２２年（フ）第１０２０号
愛知県瀬戸市效範町２丁目71番地の１　県営水野住宅103
債務者　若杉　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２１号
愛知県瀬戸市效範町２丁目71番地の１　県営水野住宅103
債務者　若杉紗代子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６号
滋賀県東近江市八日市清水２丁目13番18号
債務者　日高　宏美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９２３号
神戸市灘区新在家南町２丁目１番１―1004号
債務者　山本浩子こと　郭　　浩子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５５号
神戸市長田区腕塚町８丁目４番16号
債務者　久田　晃也
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９２号
神戸市灘区灘南通３丁目２番13号コーポ中岡201号
債務者　八木　広生
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４号
兵庫県伊丹市寺本４丁目72番地１―207号
債務者　高山英憲こと　李　　鐘元
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２６５号
兵庫県伊丹市寺本４丁目72番地１―207号
債務者　高山秀子こと　鄭　　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４７号
鳥取県西伯郡大山町御来屋863番地
債務者　谷口小百合
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３７６号
愛媛県松山市湊町６丁目３番地２　ＫＢコート市駅前705号
債務者　水野　真美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４１３号
愛媛県松山市中村５丁目13番31号　第６杉フラット302号
債務者　中矢　浩史
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
長野県諏訪市大字中洲1563番地４
債務者　佐々木　貴
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４５号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2184―５、住民票上の住所奈良県奈良市西大寺芝町２丁目５番16号　伏見荘15号
債務者　石井　三盛
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第８８８号
高知市福井町1159番地
債務者　杉内　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７０号
高知市新本町２丁目４番40号
債務者　都築　正志
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１８号
高知市鴨部３丁目１番47―502号
債務者　藤原　　晃
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５３号
高知県南国市緑ケ丘３丁目3413番地
債務者　前田眞智子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５６号
高知市薊野西町２丁目11番３号　ハウスさかえ301号
債務者　瀧石みつ子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで　高知地方裁判所破産係